



14. ブロック塀等撤去補修事業補助金

これまでの震災や大阪府北部を震源とする地震による被害を教訓とし、ブロック塀等の倒壊による通行人の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する危険なブロック塀等の撤去又は補修を行う場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

| | |
|------|---|
| 対象者 | 市内に存するブロック塀等の所有者又は管理者 ※市税の滞納がないことが条件です。 |
| 対象工事 | 道路等に面する建築基準法に適合しないブロック塀等で、次の1又は2のいずれかの工事を市内施工業者に発注して行うもの (1) 全て撤去する工事 (基礎部分を除く) (2) 建築基準法施行令の規定に適合するように補修又は一部撤去する工事 |
| 補助金額 | 個人が所有または管理する場合は費用の3分の2 (上限15万円) 法人その他団体が所有または管理する場合は費用の2分の1 (上限10万円) |
| 受付期間 | 令和8年4月13日(月)から令和8年11月20日(金)まで ※令和8年12月4日(金)までに実績報告書を提出してください。 |

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062